

固定資産評価通知書 交付廃止のお知らせ

このたび、静岡地方法務局藤枝支局と本市との間におきまして、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知を電子化し、書面による当該通知を廃止することについて合意に至りました。これに伴い、市内不動産(土地及び建物)に係る所有権移転登記等の申請の際に、登録免許税額算定のため無料交付している「固定資産評価通知書」の交付を廃止いたします。

また、これに併せて、固定資産課税台帳に登録された価格のない物件、評価額ゼロ円の評価通知書の交付を廃止いたします。

廃止年月日

令和7年12月26日

※郵送請求受付期限 令和7年12月10日消印有効

令和8年1月1日以降、固定資産の評価額は以下のいずれかでご確認ください。

- 固定資産税・都市計画税課税明細書(納税通知書に添付)
- 固定資産評価証明書(有料)
- 固定資産名寄帳兼課税(補充)台帳(有料、ただし縦覧・閲覧期間中は無料)

その他の変更点

- 本人、相続人、市内同一世帯の親族以外が評価証明書、名寄帳兼課税(補充)台帳を窓口で取得する際は、委任状が必要となります。
- 公衆用道路等の非課税の土地及び賦課期日(1月1日)以降に新たに発生した土地や地目が変わる土地の異動があった場合等については、登記官が認定した近傍地の評価額となるため、静岡地方法務局藤枝支局(TEL 054-641-1158)へご相談ください。

お問い合わせ

<証明に関すること>

焼津市役所 課税課 土地担当 電話:054-626-1149

<登記・近傍地の評価額に関すること>

静岡地方法務局藤枝支局

電話:054-641-1158